

住民基本台帳の閲覧制度に係る改正経緯

1 住民登録法（昭和26年6月8日法律第218号）

- 何人でも、住民票の閲覧を請求できるとされていた。

（閲覧、謄本、抄本、証明）

第十条 何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても、同様である。

2 （略）

2 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）

（1）法制定時

- 基本的に何人でも市町村長に対して住民基本台帳の閲覧を請求できるとされていた。

（住民基本台帳の閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができる。

（2）昭和60年法律第76号による改正

- 請求者に、閲覧を請求する理由を具体的に明らかにすることとされた。
- 請求が不当な目的によることが明らかなき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができるとされた。
- 閲覧の対象を、住民基本台帳の写し又は住民票の記載事項のうち一部のみを記載した住民基本台帳の一部の写し（注）に代えることができるとされた。

（注）住民基本台帳の一部の写しの記載事項は、政令で、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項とされた。

(住民基本台帳の閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

- 2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。
- 3 市町村長は、第一項の請求に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳に代えて、住民基本台帳又はその一部の写し（第六条第三項の規定により磁気テープをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳又はその一部に記録されている事項を記載した書類。第四十四条において同じ。）を閲覧に供することができる。
- 4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなとき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足る相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(3) 平成11年法律第133号による改正

○閲覧の対象を、住民基本台帳の一部の写し（氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項）に限ることとされた。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。

- 2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。
- 3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足る相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者 保護のための住民基本台帳事務における支援措置

1 目的

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護することを目的とし、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（以下「法」という。）11条）、住民票の写し等の交付（法12条）及び戸籍の附票の写しの交付（法20条）について、加害者等が不当な目的により利用することを防止。

「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者保護のための住民基本台帳閲覧、写しの交付に係るガイドライン研究会」を、平成15年11月から開催し、同研究会の報告を基に、平成16年5月に省令及び事務処理要領の改正を行った（施行は同年7月1日）。

2 申出の受付

市区町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者から、3に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認を行う。

3 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（法11、12、20条）があるものとし、交付しない又は閲覧させない。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

住民基本台帳関係各種件数

(単位:件)

	住民基本台帳の閲覧	住民票の写し	戸籍の附票の写し
平成10年度	11,564,544	85,012,757	3,748,922
平成11年度	13,065,198	85,061,366	3,926,194
平成12年度	13,904,935	86,411,681	3,925,613
平成13年度	14,789,494	85,221,594	3,912,540
平成14年度	14,636,692	84,500,591	4,078,010
平成15年度	13,196,642	81,312,043	4,230,053

(注)閲覧の件数は、市町村の手数料条例に定める手数料徴収に係る単位(閲覧人数、閲覧時間等)によるものである。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の利用状況調査

A市(平成15年度)

申請目的		件数	割合
ダイレクトメール送付 (通信教育の案内、学習デスクの案内等)		33,322件	63%
調査	民間業者 (学校外学習についてのアンケート、タバコについてのアンケート、テレビ視聴状況調査等)	17,155件	32%
	公用及び公的機関からの依頼 (家庭用消費状況調査、国民健康栄養調査等)	1,123件	2%
その他 (自衛官募集、子育て支援センター紹介)		1,788件	3%
計		53,388件	100%

B市(平成15年度)※本庁舎受付分の割合を算出し各行政センターにもその割合を当てはめて全市分として算出

申請理由	件数	割合	公用件数
幼稚園の生徒募集	673冊	19%	8,018件
アンケート調査	212冊	6%	
ダイレクトメール	2,723冊	75%	

(注)1冊約2,500人(約100ページ)、公用件数については、1人=1件として数値を算出している

C区(平成15年度)※本庁舎受付分のみ

申請目的	件数	割合
教育関係 (通信教育、幼稚園、学習塾)	56件	30%
国、都等公共機関からの受託	33件	18%
結婚案内関係	14件	7%
その他 <成人式、七五三晴れ着案内、ベビー用品、パソコン、信用金庫(ペイオフ対策)>	85件	45%
計	188件(77社)	100%

(注)申請書1枚につき1件として算出

個人情報保護に関する世論調査（内閣府 抜粋）

Q 最近、個人情報の利用に関係したプライバシーの侵害が増えたと思うか。

	H元. 6		H15. 9
「そう思う」	57.7%	→	62.7% (+5.0)
「そうは思わない」	26.1%	→	20.8% (-5.3)

Q 他人に知られたくない個人情報として「現住所・電話番号」を挙げた者の割合

	H元. 6		H15. 9
	10.9%	→	42.9% (+32.0)

（参考）

「年間収入・財産状態・納税額などの記録」を挙げた者の割合

	H元. 6		H15. 9
	48.1%	→	74.3% (+26.2)

図5 他人に知られたくない個人情報

(複数回答)

